

【 2 】

氏 名 望 田 幸 男
もち だ ゆき お
 学位の種類 文 学 博 士
 学位記番号 論 文 博 第 94 号
 学位授与の日付 昭 和 49 年 11 月 25 日
 学位授与の要件 学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
 学位論文題目 近 代 ド イ ツ の 政 治 構 造
 —プロイセン憲法紛争史研究—

論文調査委員 (主 査)
 教 授 前 川 貞 次 郎 教 授 越 智 武 臣 教 授 今 津 晃

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、その副題「プロイセン憲法紛争史」が示すように、1860年代プロイセンにおける最大の内政史問題であった、いわゆる憲法紛争を中心テーマとする研究である。

序章において、著者はまず問題提起を試み、若干のキー・タームの概念規定を行ない、従来の研究の問題点を解明する。いままでのプロイセン憲法紛争をふくむ19世紀ドイツ政治史は、わが国では多くドイツの「後進性」、「封建性」の観点から考察されてきたが、そのような立場に批判的な著者は、近年の政治学的研究の成果と方法を取り入れ、19世紀末から20世紀にかけての政治構造の転換を、名望家政治から大衆民主主義政治へという視点にたって、ドイツ近・現代の政治史を解釈しようと試みる。そしてこの一般的規定をプロイセンの具体的な歴史の分析に連結するために、名望家政治のプロイセン的発現形態として、「プロイセン欽定憲法体制」の内容と役割とをとりあげる。このように、プロイセン憲法紛争を、名望家政治という一般的視点と、「プロイセン憲法体制」という特殊の視点との結合のなかで分析しようとする著者の基本的立場が、序章で説明される。さらにその付論「プロイセン憲法紛争史研究動向の概観」では、同時代人の記述から最新の研究文献にいたるまでの研究史が、詳細な解説とともに概観されており、ここに著者の研究の広さと深さをうかがうことができる。

本論は三章からなり、第一章「プロイセン欽定憲法体制の論理」では、憲法紛争の具体的分析のための前提としての欽定憲法体制が考察されている。まず、1848年三月革命以来の自由派、保守派、民主派のそれぞれの憲法論をのべ、欽定憲法成立の政治過程を解明したのち、この憲法体制を「変装せる絶対君主制」としてとらえる従来の見解を批判し、君主主義的要素と議会主義的要素の二元構造をもつものとしてとらえるべきことを強調し、この両要素の対立・抗争を必然的に内包するものとする。さらにこの憲法に規定された下院議員選出制度、いわゆる三級選挙制度を取りあげ、この制度が表面的には普通選挙制ではあるが、その本質は制限選挙制であり、まさに名望家政治を支える制度的支柱となっていることを結論する。

「プロイセン憲法紛争」と題する第二章は、本論文の中心部分をなすものであり、憲法紛争の全過程が多角的に考究されている。まず(一)憲法紛争前史では、1850年代の「反動の時代」と、1858年からのいわゆる「新時代」の性格説明が試みられる。(二)の「統帥権独立の論理と活動」では、この憲法紛争の起点となった軍制改革をめぐる諸問題の制度的、政治機構的考察がなされ、とくに統帥権の独立を主張した中心人物である陸軍省人事部長マントイフェルの意識と活動が、詳細に追究されている。著者は、軍制改革問題におけるマントイフェルの活動を、プロイセン名望家政治内部における貴族・ユンカー層によるブルジョアジーに対するヘゲモニー確立のための反撃とみなし、つぎにこれに対抗する議会内の自由主義的勢力の分析にうつる。

(三)「ドイツ進歩党の解体と国民自由党の成立」では、まず自由主義勢力をその思想や基盤との関係から4つの類型——1848年革命以来の民主派型、1848年革命以来の自由派型、政治的現実派型、経済的現実派型——にわけ、これら4者の対立、提携の諸関係が、情勢の推移のなかで、どのように変転していったかが、憲法紛争の四時期に則して考察されている。その際、議会第一党の地位にあったドイツ進歩党が、情勢の変化の中で分裂・解体し、紛争末期には自由主義勢力の主流が、進歩党から国民自由党に移りゆく事情が、明確に示されている。そしてこの国民自由党の結成とその伸張は、自由主義勢力が、まさに「自由」から「統一」へという路線からはなれ、「統一」から「自由」への路線に転換していったことを示すものである、と結論づけている。つぎにこのような自由主義勢力の変転をもたらした情勢変化の要因として、著者は対外問題を重視してその考察を試みる。ポーランド問題、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン併合問題、プロイセン＝オーストリア戦争、これらの諸問題に対する自由主義勢力の反応を詳細に考察し、結局ビスマルクの対外政策の成功が、自由主義勢力のビスマルク与党化のための決定的条件となったと、著者は結論する。

第二章の最後は、憲法紛争を收拾にむかわしめた要因として「ビスマルクのリアル・ポリティークの考察にあてられている。従来のビスマルク研究が、「ユンカー的権力人か、国民的政治家か」という問題の立てかたに終始していたのにたいし、著者はビスマルクの政治的ストラテジーの解明という新しい視点から接近を試みる。そしてビスマルクにおける「政治的なものの洞察」、「賭の精神」、「オールターナティヴのストラテジー」などを巧みに解明する。そしてビスマルクの大衆への対応策を検討しつつ、彼のリアルポリティークの名望家政治的性格を析出しているが、この部分の考察には、歴史学と政治学との結合を考える著者の意図が、もっとも鮮明に浮びあがっている。

第三章「名望家政治の静態的構造」では、第二章で展開された名望家政治を支えている、さまざまな条件が分析されている。まず社会各層、とくに下層民衆の政治的関心の低さをもたらしたものとして、当時の公教育の実状が解明されており、ついで新聞の社会的性格、部数、購読料、新聞税などが考察され、当時の新聞が一般大衆むきのものではなく、まさに名望家的性格のものであった事情が明らかにされている。さらにプロイセンの下院議員について、その教育水準、職業、土地所有との関係、世代構造などが、全般的、党派別に分析される。そしてここから当時の下院が、まさに「財産と教養ある階層」＝名望家層によって占められていた実態が明瞭に描きだされている。最後に議会外の政党組織やその外廓団体が分析され、その組織の実体が明らかにされ、その組織の粗放性、規模の狭小性、構成員の名望家的性格などが

析出されている。要するに、第三章では、政策決定過程に登場する階層が名望家層に限定されていて、一般大衆、とくに下層民衆は、政策決定からは切断されていたことが、多くの統計資料を利用しつつ、多角的に解明されている。

以上の考察から、著者は1860年代のプロイセン憲法紛争について、つぎのように結論する。それは「その政治的表皮における激情にもかかわらず、その深度と広がりには限定された枠組のなかでの名望家層内部の争覇戦そのものであった」と。

論文審査の結果の要旨

わが国における19世紀ドイツ政治史の研究は、多く1848年の三月革命と1871年の帝国建設の問題に集中され、この二大政治事件の間に発生した1860年代のプロイセン憲法紛争は比較的等閑視されてきた。しかもこの1850、60年代は「反動」の時期として簡単に片づけられ、その歴史的意義も重視されることがなかった。本論文は、わが国における、このいわば未開拓ともいえる領域での最初の本格的な研究として特筆される価値をもつものである。

著者は政治構造論の立場から、1850、60年代のプロイセンを「名望家政治」の段階と規定し、プロイセン憲法紛争の過程を、統帥権の独立をめぐる軍制改革の問題を中心に、きわめて詳細に分析する。そしてこの政治の動態を明らかにするとともに、社会学的方法をも利用して、その静態的構造を究明している。ここにみられる著者の研究方法は、具体的事実に立脚した実証的な歴史学的方法に、最近の政治学、社会学の成果と方法を巧みにとりいれたもので、たとえばビスマルクに関する考察においては、従来にみられない新しい解釈が提示され、全体としてこの研究方法は成功を収めているといえる。この意味で本論文は、詳細な事実的研究であるとともに、高い問題意識をもつすぐれた理論的著作でもあり、高く評価されるべきものがある。

本論文において、下層民衆は名望家政治体制の外側にあるものとして研究対象から除外されているが、当時すでにラッサールなどに代表される労働者勢力の台頭もみられている事情を考えれば、これらの勢力との関連についても考察が必要であろう。

このような弱点はあるにせよ、本論文は、世界の学界の最新の成果をとりいれつつ、独自の視角から、わが国では、ほとんど本格的な研究のないプロイセン憲法紛争の性格を卓越した方法で解明した、多面的でしかも統一的な作品であり、学界に寄与するところ大なるものがあると考えられる。

よって、本論文は文学博士の学位論文として価値あるものと認める。